

超高齢社会に新たなソリューションを創造する経営情報誌

02

2021  
February  
No.199

# SENIOR BUSINESS MARKET

月刊 シニアビジネスマーケット

特集  
有識者・オピニオンリーダーに聞く  
シニアビジネス2021

## 急増拡大する 「子がない独居高齢者」の相続問題 「つながり」支援にビジネスチャンスも



勝 桂子氏

こちらOK行政書士事務所 代表

「親族が看取る」という数十年前までの当たり前が崩れたいま、疎遠だったおじ・お婆の相続を甥姪（いとこ間）で手掛けなければならぬケースが急増している。つまり、被相続人（おじ・お婆）には子がなく独居であったようなケースだ。

甥や姪は、それぞれの親から故人の人となりについて伝え聞いてはいるものの、家庭により故人への評価が異なるので相続業務も頓挫しやすい。

「子育てもしないで、あんなに旅行ばかりしていたから、これっぽっちしか（財産が）残っていない」「おじさんの稼いだお金をどう使おうと、おじさんの自由でしょ。世間に迎合しないおじさんの生きかたは立派だったと、ウチの母は言っていた！」「いやいや。性格に問題があるから、何度結婚しても失敗したんだ」等々。

ことに遺言がない場合、法定相続人のなかに遺産分割協議書に押印しない人が1人でもいれば、相続手続きは滞る。

「あんな生き方をした人の財産は受け取りたくない。みんなも、もらうべきじゃない」。

そして自分だけもらわないのはシャクだから、ハンコも押さない——その気持ちもわからなくもないが、われわれ士業者は、代表となって率先して相続手続きを進めてきた人に、戸籍集め～遺産分割協議書の案を作成した報酬は請求しなければならない。2019年、遺産分割協議が調わない場合でも一定額を個々の法定相続人が引き出せる制度が新設されてはいるが、当然ながら引き出せる金額はそれぞれの法定相続分が上限。甥姪が相続するケースでは法定相続人の数が多くなりがちで、しかも故人には子がないので過度に蓄えておく必要もなく、遺産が数百万円しかないことも多い。

となると、代表相続人の法定相続分はわずかしくなく、葬儀代と土業の報酬を払ったら赤字になってしまう。このような、釈然としない相続案件がふえている。

そ こでお子さんのない高齢の方のみならず、子どもたちの間に価値観の相違が大きい場合なども、「迷惑をかけたくない」のであれば、自分1人でエンディングノートを書きあげるだけでは足りないことを提言したい。法定相続人になりそうな親族と、“生前に、密に話をしておくこと”が望ましい。逆に該当するおじ・お婆がいる人たちには、LINEのビデオチャットを使うなどして、遠方で疎遠になっているおじ・お婆の生きざまや価値観を、元気なうちに聞きだしておくことも推奨したい。1人の人間として、何分の1かでも遺伝子のつながるおじ・お婆の人生を聞き出すことは、自分探しの一端ともなる。そのためのツールの提案や呼びかけは、われわれ士業者だけでなく、広くエンディング産業に関わる事業者にとってもビジネスチャンスとなるはずだ。

生 前の人と人とのつながりを深め直すことができなければ、コロナ禍で少人数・簡略化が常態化した今日の葬儀の現場は、お金をかけたくない人のための単なる遺体処理と、お金のある人のためのイベント的演出の両極に傾倒し、本来創出すべき「弔いの意義」——身近な人の死を契機として、生きている人の人生観や生き方が変わる場の提供——は、喪われゆく一方である。

勝 桂子（すぐれ・けいこ）

行政書士、葬祭カウンセラー、ファイナンシャルプランナー。『いいお坊さん ひといいお坊さん』（ベスト新書）、『心が軽くなる仏教とのつきあいかた』（啓文社書房）、『瞬間出家！聖よ、日本の闇をきりひらけ！』（Amazon Kindle電子書籍）などの著者として、全国各地の僧侶研修、一般向け講座に登壇。行政書士・FPとして、遺言、相続、改葬、家族信託、任意後見、死後事務委任、リタイアメント後のライフプランなど終活分野全般の相談に応じる